

令和7年度鹿児島県子どもの権利擁護体制構築事業業務委託プロポーザル実施要領

令和7年度鹿児島県子どもの権利擁護体制構築事業業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

児童相談所に一時保護又は児童養護施設に一時保護委託されている児童等に対し、当該児童等の日常生活に関することや措置等について、自らの意見を表明する機会を保障し、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
令和7年度鹿児島県子どもの権利擁護体制構築事業業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結した日から令和8年3月31日（火）
- (4) 委託契約金額の上限
8,891千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する者であること。
- (2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (7) 主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

4 実施スケジュール

項 目	日 程
① 公告（実施要領等の公表）	令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月28日（月）
② 質問の受付	令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月8日（火）
③ 応募書類の受付	
※ 参加表明書類の受付	令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月15日（火）

※ 企画提案書類の受付	令和7年4月1日(火)～令和7年4月28日(月)
④ 応募書類の内容確認・審査	令和7年4月30日(水)～令和7年5月8日(木)
⑤ 最優秀提案者の決定	令和7年5月中旬頃(予定)

※ 書類の提出はすべて、午後5時必着とする。

5 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（第1号様式）により受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年4月8日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

質問書（第1号様式）

(3) 提出方法

文末記載の宛先へメール提出

(4) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

① 回答方法 鹿児島県ホームページ

② その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

6 参加申込手続き

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月15日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

① 参加表明書（第2号様式）

② 誓約書及び役員名簿（第3号様式）

※ ②については、鹿児島県警察本部に照会するために使用する。

(3) 提出方法

文末記載の宛先へ直接持参又は郵送

※ 郵送の場合は、期限までに必着とし、送付した旨を電話で連絡すること。なお、天災を除き、輸送中のトラブル等は考慮しない。

7 企画提案書等の提出手続き

5の参加申込手続きを行った事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の構成等

① 企画提案書（第4号様式）

② 団体の概要説明（第4-1号様式）

③ 業務実施体制調書（第4-2号様式）

④ 事業計画書（A4判用紙、様式任意）

下記の内容を記載すること。

ア 業務の実施方針

イ 実施計画及びスケジュール

仕様書に基づき、(a)意見表明等支援員の養成、(b)意見表明等支援事業に係る説明会の企画・運営、(c)意見表明等支援の実施に係る実施計画と、事業全体のスケジュールを明記すること。

ウ 情報セキュリティ、個人情報保護対策

エ 類似事業の実績

⑤ 見積書（第5号様式）

※ 対象経費は、賃金、報酬、旅費、需用費、役務費、使用料、報償費等です。

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※ ①から⑤を1セットとし、左上をクリップで留めること。

(3) 提出期限

令和7年4月28日（月）午後5時まで

(4) 提出方法

文末記載の宛先へ直接持参又は郵送

※ 郵送の場合は、期限までに必着とし、送付した旨を電話で連絡すること。なお、天災を除き、輸送中のトラブル等は考慮しない。

8 委託予定事業者の選定

(1) 審査方法

委託予定事業者は、令和7年度鹿児島県子どもの権利擁護体制構築事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。この場合、応募者に、その日時及び場所を別途連絡する。

なお、参加事業者が1社の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

(3) 選定結果の通知

審査会の審査結果に基づき、委託予定事業者を選定し、選定後、速やかに書面で結果を通知するとともに、県ホームページ上で公表する。

なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

9 その他

(1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本公募要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とみなす。

(3) 企画提案書は、1者1提案のみとする。

(4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則認められないが、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のため、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本事業の一部を第三

者への委託により実施する場合は、その内容（委託先・委託料等）を事業計画書等に明記すること。

- (7) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、県との協議により決定する。
- (8) 応募内容と実際面で重大な乖離が判明した場合及び協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。
- (9) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (11) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき対応する。

10 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課子ども福祉係

TEL 099-286-2771（直通）

E-mail j-hukushi@pref.kagoshima.lg.jp